

医療機関内における事故報告等について

医療法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)
最終改正:平成一八年一二月八日法律第一〇六号

第三章 医療の安全の確保

第六条の十 病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

医療法施行規則

(昭和二十三年十一月五日厚生省令第五十号)
最終改正:平成一九年三月三〇日厚生労働省令第三九号

第一章の二 医療の安全の確保

第一条の十一 病院等の管理者は、法第六条の十の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)

- 一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 二 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。
- 三 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。
- 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について

(医政発第0330010号 平成19年3月30日)

第2 医療の安全に関する事項

1 医療の安全を確保するための措置について

～略～

(1) 医療に係る安全管理のための指針

～略～

(2) 医療に係る安全管理のための委員会

新省令第1条の11第1項第2号に規定する医療に係る安全管理のための